令和5年 第8回八幡浜市農業委員会総会議事録

- 1. 日 時 令和5年7月20日(木) 10時00分
- 2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
- 3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	欠 席	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
1 0	古能聖人	1 1	玉木 勝広	1 2	坂野 清史
1 3	比企 義一	1 4	二宮隆德	1 5	山内 裕司
1 6	大和 眞二	1 7	河野 和弘	1 8	菊池 健三
1 9	柴田 紳一郎				

○出席職員

副市長 菊池 司郎事務局長 松本 有加事務局次長 松浦 秀紀

事務局 菊池 誠晃、岡田 梨容子

○欠席委員

農業委員 1番 濵田 善純委員

4. 議事日程

- 第1 市長招集挨拶
- 第2 自己紹介
- 第3 臨時議長の選出について
- 第4 会長及び会長職務代理者の選出について
- 第5 会長及び会長職務代理者あいさつ
- 第6 議席の決定について
- 第7 議事録署名人の選出について

第8 付議案件について

議案第35号 愛媛県農業会議会員の選出について

議案第36号 農業委員の地区分担について

議案第37号 部会の設置及び構成について

議案第38号 農業者年金地区別加入推進構成員の決定について

議案第39号 農地利用最適化推進委員の決定について

第9 その他

- 7月のあっせん会議について
- ・第9回農業委員会総会後の情報交換会について
- ・第9回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和5年第8回八幡浜市農業委員会総会を開会いた

します。

本日の出席委員は19人中18人で、総会成立の定足数に達しております。

欠席の届出が濱田委員からありましたのでご報告いたします。それでは、八幡浜市副市長から招集のご挨拶を申し上げます。

(菊池副市長挨拶)

事務局長 ありがとうございました。それでは、新委員での最初の総会でござ いますので、順次、自己紹介をお願いいたします。

(自己紹介)

事務局長 ありがとうございました。ここで、誠に申し訳ございませんが、副 市長は他の公務がございますので、退席をさせていただきます。

(菊池副市長退席)

事務局長 それでは、会長及び会長職務代理者が決定するまでの臨時議長を選出させていただきます。

中立委員の山内委員にお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局長では、中立委員であります「山内裕司」委員にお願いいたします。

(「山内 裕司」臨時議長挨拶)

臨時議長 それでは、日程第4「会長及び会長職務代理者の選出について」を 議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局次長 会長及び会長職務代理者の選出は、農業委員会等に関する法律第5 条の規定により各委員の互選によることとなっています。

> 互選の方法には、選挙による方法と指名推選の方法がございますが、 当委員会では、これまで、指名推選にて選出をしています。 以上です。

臨時議長 ただ今、事務局から説明がありましたように、八幡浜市農業委員会 では、指名推選の方法をとっているようであります。

お諮りします。

互選の方法については、指名推選にしたいと思いますが、これにご 異議ございませんか。

(異議なし)

臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、互選の方法については、指名推選 とすることに決定しました。

> では、指名の方法について、事務局案があるようですので、事務局 の説明を求めます。

事務局次長
ただ今、お配りをした資料をご覧ください。

指名の方法について、当委員会では、これまで、各地区から選考委員を選出し、その選考委員によって候補者の指名を行い、全員に同意を求めるという方法をとっています。

各地区からの選考委員については、慣例により矢野崎・日土地区から1人、千丈・神山・双岩地区から1人、舌田・川上・真穴地区から1人、保内地区から2人の合計5人を選出しています。

なお、立会人は、臨時議長にお願いをしています。

今回の指名推選につきましても、同様の方法をとることをご提案申 し上げます。

以上です。

臨 時 議 長 ただ今、指名の方法について、事務局案の説明がありました。 これにご異議ございませんか。

(異議なし)

臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、指名については、各地区から選出 された5人の選考委員が行うことに決定しました。

> では、それぞれの地区に集まって、選考委員の選出をお願いします。 決定次第、事務局へ伝えてください。

暫時休憩します。

(休憩)

臨時議長 再開いたします。

それでは、各選考委員が決定しましたので、事務局から報告を求めます。

事務局次長
それでは報告させて頂きます。

矢野崎・日土地区「比企 義一」委員、千丈・神山・双岩地区「樋田 都」委員、舌田・川上・真穴地区「菊池 繁生」委員、保内地区「大和 眞二」委員、「河野 和弘」委員、以上5人の方に決定しました。

以上です。

臨 時 議 長 報告のとおりです。選考委員のみなさんは、これより別室にて選考 をお願いいたします。

暫時休憩します。

(休憩)

臨時議長 再開いたします。

会長及び会長職務代理者の選考が終了しましたので、選考委員の代 表者から指名をお願いします。

桶田委員

それではおまたせしました。私、樋田より報告させていただきます。 別室にて、慎重審議をさせていただきました。この方お二人に是非 受けて頂きたいという思いで発表させていただきます。

選考の結果、会長を千丈地区の「菊池 眞策」委員でございます。 そして、会長の職務代理を川上地区の「菊池 繁生」委員として決 定いたしましたので、これを報告といたします。

総会において、皆様にお諮りいただきますようお願い申し上げます。

臨時議長

ありがとうございました。

ただ今、選考委員の代表から、会長及び会長職務代理者の指名がありました。

お諮りします。「菊池 真策」委員を会長の当選人と定めることに、「菊池 繁生」委員を会長職務代理者の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

臨時議長

ご異議なしと認めます。

よって、「菊池 眞策」委員が会長に、「菊池 繁生」委員が会長職 務代理者に当選されました。

日程第5「会長及び会長職務代理者あいさつ」。

ただ今、決定いたしました会長及び職務代理者が本席におられます ので、就任のご挨拶をお願いいたします。

(「菊池 眞策」会長挨拶)

(「菊池 繁生」会長職務代理者挨拶)

臨時議長

以上をもって、臨時議長としての私の職務は終了いたしました。 ここで、退席させていただきます。ご協力ありがとうございました。 暫時休憩します。

(休憩)

議長

再開いたします。

八幡浜市農業委員会会議規則第4条により、会長が議長を務めることになっていますので、これより、日程に従いまして、会を進めさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、日程第6「議席の決定について」を議題とします。事務 局の説明を求めます。

事務局次長 事前にお配りしています参考資料の1ページをご覧ください。

八幡浜市農業委員会会議規則第7条に、議席は地区別とすることが規定されています。

ただ今、着席をいただいているとおり、農協の旧支店ごとに、矢野崎、千丈、神山、双岩、舌田、川上、真穴、日土、喜須来、川之石、宮内、磯津の順に決定をさせていただきたいと思います。

参考資料の3ページに、議席順の名簿案を掲載しています。ご確認 をお願いします。

以上です。

議 長 ただ今の説明について、何かご意見・ご質疑等ございませんか。

(意見・質疑等なし)

議 長 お諮りします。

議席の決定については、ただ今、着席のとおりとしてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長ご異議なしと認めます。

よって、議席の決定については、ただ今、着席のとおりとすることに決定をいたしました。

次に、日程第7「議事録署名人の選出」を行います。

議事録署名人は、議長において指名をすることにしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、本日の議事録署名人としまして、「2番、西川 一吉委員」、「4番、樋田 都委員」の両名を指名いたします。

よろしくお願いします。

次に、日程第8「付議案件について」、議案第35号「愛媛県農業 会議会員の選出について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局次長

それでは、議案書の1ページ、参考資料は4ページをご覧ください。 農業委員会組織については、法に基づいて3段階に設置されています。その内、愛媛県農業会議の普通会員として、定款により、県内の市・町に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が指名した委員で構成することが定められており、通常、各委員会から会長が選出をされています。以上です。

議 長 ただ今の説明について、何かご意見・ご質疑等ございませんか。

(意見・質疑等なし)

議 長 お諮りします。

愛媛県農業会議の会員として、当委員会から、会長を選出すること にご異議ございませんか。

(異議なし)

議長ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第36号「農業委員会の地区分担について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局次長 議案書2ページをご覧ください。

農業委員は、市内全域の農地管理を担い、農業振興に寄与していく わけですが、個別の案件につきましては、それぞれ出身の地区を中心 に担当をお願いしたいと思います。

また、農業委員会の公平・公正な判断に資するよう農業分野以外の者の意見を反映させるため、利害関係を有しないもの、いわゆる中立委員を1名以上含める必要があります。中立委員である山内委員については、中立的な立場での発言を求めることとし、担当地区を設けず、市内全域の補佐としております。

各委員の地区分担案を一覧にしていますので、ご意見を求めます。 以上です。

議 長 ただ今の地区分担案について、何かご意見・ご質疑等ございません

か。

(意見・質疑等なし)

議 長 お諮りします。

農業委員の地区分担について、原案のとおり決定することにご異議 ございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第37号「部会の設置及び構成について」を議題としま す。事務局の説明を求めます。

事務局次長

部会につきましては、これまでの設置内容等についてご説明いたしますので、今後の設置及び構成についてご意見をいただきたいと思います。

参考資料の5ページをご覧ください。

農業委員会には、法令に基づき、一又は二以上の部会を設置することができますが、委員構成には基準が設けられており、定数は条例で定めることとなっています。これに対し、当委員会の部会においては、会長が特に必要と認めた案件について、委員会活動を効率的に行うため、主に総会提出議題の事前協議の場として設置をしており、法的な権限をもたせる部会ではなく、任意の部会という形式を取っています。議案書の3ページをご覧ください。

2の部会内容にあるとおり、当委員会では、これまで、農地部会と 農政部会の2つの部会を設けています。その内、農地部会では、農地 法等の権限に属された農地利用に関する事項をご協議いただいてお り、主に、違反転用の事前審査等を行っています。一方、農政部会で は、委員会の啓発活動及び研修等の計画・立案に関する事項をご協議 いただいており、主に、委員会だよりの作成や県外研修等の事前協議 を行っています。

定数については、半数ごとに分かれています。構成については、原 則、同一地区の委員でご協議いただき、いずれかの部会に属してもらっています。

また、それぞれの部会に部会長及び副部会長を選任いただいていま

す。なお、副部会長については、部会を招集するまでも無い軽微な問題等が発生した場合ご協議いただくため、2名ずつとしています。

以上、これまでの部会の設置内容等についてご説明いたしました。 今後の設置及び構成についてご意見をいただきたいと思います。 以上です。

議 長 ただ今の説明について、何かご意見・ご質疑等ございませんか。

(意見・質疑等なし)

議 長 それでは、まず、部会の設置についてお諮りします。 当委員会に任意の部会を設置することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、当委員会に任意の部会を設置することに決定をいたしました。

次に、部会の内容についておはかりします。

当委員会に農地部会と農政部会を置き、それぞれの協議内容及び定数を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長ご異議なしと認めます。

よって、当委員会に農地部会と農政部会を置き、それぞれの協議内 容及び定数を、原案のとおりとすることに決定をいたしました。

では、部会の構成員について、事務局の説明を求めます。

事務局次長 参考資料の6ページをご覧ください。

19名を2つの部会に分けるため、名簿の組み合わせのとおり、地区担当がお二人のところは、同一地区の委員同士でご協議いただき、どちらの部会に属するかを決めていただきたいと思います。

また、地区担当がお一人の委員についても、名簿の組み合わせによってご協議いただきたいと思います。

なお、「18番、菊池 健三委員」については、担当地区の農地転用 案件が多いことから、協議なしで農地部会に属していただくことをご 提案申し上げます。

以上です。

議 長 ただ今の説明について、何かご意見・ご質疑等ございませんか。

(意見・質疑等なし)

議 長 特に、ないようでしたら、名簿の組み合わせによって、部会構成員 について、それぞれ振り分けをご協議いただきたいと思います。決ま りましたら、事務局まで伝えてください。

暫時休憩します。

(休憩)

議 長 再開します。

部会の構成員が決まりましたので、事務局から報告をお願いします。

事務局次長
それでは、報告させていただきます。

「濵田委員」農地、「西川一吉委員」農政、「菊池眞策委員」農政、「樋田委員」農地、「木口委員」農政、「西川正則委員」農政、「西川友浩委員」農地、「菊池繁生委員」農地、「二宮佳郁委員」農政、「古能委員」農地、「玉木委員」農政、「坂野委員」農地、「比企委員」農政、「二宮隆德委員」農地、「山内委員」農地、「大和委員」農政、「河野委員」農政、「菊池健三委員」農地、「柴田委員」農地。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。部会の構成員については、報告のとおりと いたします。

次に、部会長1名、副部会長2名を選任いただきます。では、それ ぞれ部会ごとに集まってご協議ください。決まりましたら、事務局ま で伝えてください。

暫時休憩します。

(休憩)

議 長 再開します。

部会長及び副部会長が決まりましたので、事務局から報告をお願い

します。

事務局次長
それでは、農地部会から報告させていただきます。

農地部会長「樋田 都」委員、農地副部会長「濵田 善純」委員、「坂野 清史」委員。

農政部会です。農政部会長「比企 義一」委員、農政副部会長「西川 一吉」委員、「木口 金富」委員。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

それでは、部会長及び副部会長に、就任のごあいさつをお願いいた します。

まずは、農地部会からお願いします。

(「樋田 都」農地部会長挨拶)

(「坂野 清史」農地副部会長挨拶)

(「濵田 善純」農地副部会長「欠席」)

議 長 続きまして、農政部会お願いします。

(「比企 義一」農政部会長挨拶)

(「西川 一吉」農政副部会長挨拶)

(「木口 金富」農政副部会長挨拶)

議 長 ありがとうございます。

次に、議案第38号「農業者年金地区別加入推進構成員の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第38号について説明します。

八幡浜市農業委員会では、農業者の老後生活の安定を図るため、農業者年金の加入推進を行っております。

具体的には、市内を5つの地区に分け、農業委員、JA にしうわの 農業者年金担当者及び農業委員会事務局職員を構成員とする「地区 別加入推進班」を設置し、効果的に加入推進をしたいと考えており ます。

参考資料の7ページをご覧ください。この資料は前年度の実績にな

ります。

担当地区についてです。

議案書4ページのとおり、市内を5地区に分けて、担当委員数の調整を図っております。

次に、農業者年金加入推進部長及び加入推進会議についてです。

「地区別加入推進班」ごとに年金部長を決定していただき、9月総会終了後に「加入推進会議」を開催する予定としています。後日あらためて案内させていただきますので、ご参加の程、よろしくお願いします。

農業者年金制度については、お手元にある「知って得する農業者年金」というパンフレットを配布しております。農業者年金について分かりやすく説明した資料になりますので、お手すきの際にお読みください。

説明は以上となりますが、本日、議案第38号で議決いただく内容としましては、地区別加入推進班が担当する地区はこれでよいか、 農業委員の振り分けはこれでよいかご審議を願います。

以上です。

議 長 ただ今の説明について、何かご意見・ご質疑等ございませんか。

議 長 お諮りいたします。

「農業者年金地区別加入推進構成員の決定について」ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第39号「農地利用最適化推進委員の決定について」を 議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局次長 議案書5ページをご覧ください。

皆さま方農業委員は、市町村長が任命するのに対し、こちらの推進 委員は、農業委員会が委嘱をします。当委員会の定数は17人で、ご 提案申し上げる候補者は、議案書に掲載をしているとおりです。では、 候補に至る経緯をご説明します。 参考資料の8ページと9ページをご覧ください。

農業委員及び推進委員の公募は、法令に基づき本年2月10日から 3月9日まで行い、推進委員については、定数17人に対し17人の 推薦がありました。

10ページをご覧ください。

3月23日に候補者評価委員会を開催した内容について、とりまとめております。

11ページをご覧ください。

評価については、候補者17人全てが地元農家及び関係団体からの 推薦であったことから、どの候補者も概ね高い評価を得ております。

農業委員会への意見としては、届出番号1から17までの17人を 候補者とすることが適当としており、本日、その17人を推進委員と してご提案申し上げています。

以上です。

議 長 ただ今の説明について、何かご意見・ご質疑等ございませんか。

(意見・質疑等なし)

議長では、お諮りします。

農地利用最適化推進委員の決定について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

議 長 以上で、本日の総会にて提案をしました議案全ての審議が終了しま した。

続きまして、日程第9「その他について」事務局からお願いします。

(その他について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 11時10分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年7月20日

会 長 菊池 眞策

臨 時 議 長 山内 裕司

議事録署名人 西川 一吉

議事録署名人 樋田 都